

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第二十号

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例（昭和三十七年十月奈良県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

第二条第一項中「並びに指定公共機関」を「指定公共機関」に改め、「職員のうちから任命される委員」の下に「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員」を加え、「及び二十五人以内」を「二十五人以内及び十人以内」に改め、同条第二項中「並びに指定公共機関」を「指定公共機関」に改め、「職員のうちから任命される委員」の下に「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員」を加える。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。